



13. 聴覚障害者と銀行との間で手話通訳者を介さずに締結された保証債務契約と根抵当権設定契約の錯誤無効が否定された事例

東京地方裁判所平成 14 年 5 月 20 日判決

(金融法務事情 1674 号 106 頁)

【 事 案 の 概 要 】

1 当事者

X (原告) は、銀行業を営む株式会社である。Y (被告) は、自分の声を含めて音声を聞くことができず、響を感ずることができるだけという先天的な聴覚障害者である。A は、工作機器、工具の修理、販売を業とする株式会社であり、A の代表者である B は、Y の妹である C の夫である。Y は、日常生活において、妻や C、妻の妹である D と手話を用いて意思の疎通を図っており、簡単な内容で足りるときのみ筆談で意思疎通を図った。

2 本件訴訟に至る経緯

X は、平成 6 年 1 月ころ、B から A に対する金 500 万円の融資の申込みを受けた。X は、同年 3 月 25 日付けで、A に対し、最終弁済期を平成 12 年 3 月 24 日として、平成 6 年 4 月から平成 12 年 2 月まで毎月 6 万 9000 円を支払い、最終弁済期に 10 万 1000 円を支払うという条件で、金 500 万円を貸し付けた。ただし、A が、手形交換所の取引停止処分を受けたときは、X に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を弁済するという約定があった。

B は、X に融資の申込みを行った際、Y が保証人になることができ、Y が所有する不動産に根抵当権を設定できると説明した。そこで、B と X の担当者である E は、平成 6 年 3 月、Y の自宅を訪ね、E は、A に 500 万円を融資すること、Y にその保証人となってもらうこと、Y 所有の本件不動産に根抵当権を設定することを説明し、B が E の説明を身振り、手振り、言葉を交えて

Yに伝えると、Yは軽くうなずいた。Bが実印を持ってくるように伝えると、Yは、すぐに自分の実印を持ってきた。

Yは、Xに対し、前記の金銭消費貸借契約に基づき、AがXとの取引によって現在および将来負担する一切の債務について保証する旨の平成6年3月25日付けの契約書に署名押印した（以下、これらが証する契約を「本件保証契約」という）。Yは、Xに対し、不動産を目的とする根抵当権を設定する旨の同日付け契約書に署名押印した（以下、これが証する契約を「本件抵当権設定契約」、本件保証契約と本件抵当権設定契約を総称して「本件各契約」という）。

Aは、平成8年2月6日、手形交換所の取引停止処分を受け、同日の経過により、Xに対する債務について期限の利益を失った。同時点において、AのXに対する債務は、合計363万4789円であった。Bは、行方不明となった。

Xは、Yに対し、保証債務の履行と根抵当権の存在確認を求めた。これに対し、Yは、先天的聴覚障害者であるのに、Eが手話通訳者を通じて契約内容を説明しなかったため、契約内容を理解できず、契約締結の意思がなかったから契約は不成立であるか、または錯誤により無効であると主張した。

【 判 旨 】

1 本件各契約が成立しているかどうか

「契約の成立を主張する当事者は、表意者が、当該契約の成立を欲したと取引観念上推断しうる表示行為を行ったこと、それが相手方の表示と一致していることを主張立証すれば足りる。」

「Yは、……EがYの自宅を訪れて本件各契約書を示し、『ここにサインしてください。』と言ったのに応じて、本件各契約書に署名押印したが、本件各契約書がそれぞれ保証契約、根抵当権設定契約の契約書であることは取引観念上明らかであるから、これに署名する行為から、Yが、根抵当権を設定し、また、保証契約を締結する意思を有していると推断できる行為を行ったことは明らかである。」「そして、これと合致するXの意思表示があることも明らかであるから、根抵当権設定契約及び保証契約は成立したと認められ、Yがこれに対応する内心的効果意思を有しなかった場合には、錯誤による無効が問題になるに過ぎない。」

2 本件各契約が錯誤により無効かどうか

「外形上表示が一致していれば、原則として契約は成立しているというべきであるから、錯誤があったことの立証責任は表意者が負担すると解するのが相当である。」

「まず、手話通訳を付けなかった点について、Xは、Yがろう学校で読話を学んでいること、健聴者の兄弟との間では読話や身振り手振りで話していたと述べていることから、YはEが口頭で述べたことやBの身振りによって契約内容を理解し得たと主張する。しかし、Yは日常の会話を手話に依存していたこと、CやDと会話するときも表情と身振りだけでは理解できず、手話と口の読みとりが一緒でないと分からないと述べていること……、兄弟との会話と保証や根抵当権設定という法律行為とではその内容の難易に差があることに照らすと、Eが口頭で説明したとか、BがEの説明を手話でなく身振りで伝えたなどという方法では、ただちに契約内容をYに理解させることはできなかったというべきである。」

「次に、Yの文章による日本語理解能力については、Yが本件各契約の内容を理解したうえで本件各契約書に署名押印したか否かは、Yが、契約書に記載された『保証』『根抵当権』という用語を理解し得たか否かによるというべきである。」本件各契約書への署名押印に至る経緯その他の事実を総合して判断すると、「Yは実印の重要性や銀行との契約書を作成する意味を理解したうえで、過去多数回にわたって根抵当権設定契約書等に署名押印していること、本件各契約書を保証契約書、根抵当権設定契約書でなく、どのようなものと理解していたか、また、なぜYが内容を理解できない書面に署名押印するに至ったかについて合理的な説明がなされていないことに照らすと、本件各契約書の内容を理解しないまま署名押印したとのYの主張は、採用することができない。」

「たしかに、Yは聴力障害者であり、……Yの生育歴、学歴やコミュニケーションの手段が限定されていることを考慮すると、Xの担当者においてYの保証及び担保提供の意思を確認する際に、手話通訳者を付けることが望ましい状況であったとはいえる。しかし、……本件におけるYの主張立証によっても、Yが本件各契約書の内容を理解しないまま、これらに署名押印したものであって、表示に対応する内心的効果意思を有していなかったとは認められない。」

【 解説 】

1 本判決の意義・特徴

本判決は、先天的聴覚障害者であるYと銀行との間で手話通訳者を介さずに締結した保証契約と根抵当権設定契約の錯誤無効が認められないとして、Yに対する銀行の保証債務履行

請求と根抵当権存在確認請求が認容された事例である。もっとも、本判決は、Yのコミュニケーションの手段が限定されていることを考慮すると、銀行はYの保証と担保提供の意思を確認する際に手話通訳者を付けることが望ましいとしており、意思疎通に障害のある者に対する銀行の合理的配慮の内容を検討する際に参考になろう。

2 合理的配慮の提供との関係

本判決は、判旨2の通り、Yが基本的に手話通訳を用いて意思疎通を図っており、保証契約と根抵当権設定契約という法律行為の内容が家族との会話と比べて難しいことから、Yは口頭や身振りという方法では直ちに契約内容を理解できなかったとしている。しかし、本判決は、Yが保証と根抵当の内容を理解せずに契約を締結したとは認められないとして、Yが保証契約と根抵当権設定契約を締結しようとする本当の意思を有していなかったとはいえず、保証契約と根抵当権設定契約が錯誤による無効ではないとしている。

現在では、障害者差別解消法8条2項により、事業者に対する合理的配慮の提供の努力義務が定められている。したがって、聴覚障害者から保証契約と根抵当設定契約の締結に際して手話通訳が必要であるとの意思の表明があった場合には、銀行は、過重な負担が生じない限り手話通訳者を付けることが望まれる。仮に手話通訳を付けずに保証契約と根抵当設定契約が締結された場合には、合理的配慮の不提供に当たる可能性がある。この場合、障害者差別解消法8条2項に違反した保証契約と根抵当権設定契約が民法90条の公序良俗に違反し無効であると判断されるかどうかの問題となろう。



14. 賃貸マンションにおいて車椅子では利用できない箇所があることの説明を怠ったとしてマンションの賃貸人の義務違反が認められた事例

東京地方裁判所平成 23 年 2 月 18 日判決
(賃金と社会保障 1543=1544 号 106 頁)

【 事 案 の 概 要 】

1 当事者

X (原告) は、東京都から身体障害者手帳の交付を受けており、身体障害により歩行が困難であるため、車椅子を常時利用している。

Y1 機構 (被告) は、大都市や地方中心都市における市街地の整備改善や賃貸住宅の供給支援、賃貸住宅の管理等を主な目的として独立行政法人都市再生機構法に基づいて設立された独立行政法人である。また、Y2 (被告) は、品川区である。

2 本件契約に至る経緯

大崎駅東口の再開発事業の一環として、東京都品川区大崎 1 丁目に鉄筋コンクリート造 28 階建ての賃貸マンション (以下、「本件建物」という) が建設され、Y1 機構はこれを取得、所有している。大崎駅から目黒川にかかる橋付近まで約 300 メートル続くベデストリアンデッキ (以下「本件通路」という) は、立体型の屋根付き歩行者専用通路であり、Y1 機構が Y2 の委託を受けて設計施工したものであり、本件建物の 2 階エントランスとつながっている。

X は、平成 18 年 12 月 18 日、Y1 機構との間で、本件建物の 1305 号室を、期間の定めなく、賃料 1 か月 23 万 1500 円で賃借する賃貸借契約を締結し (以下「本件契約」という)、平成 19 年 2 月 4 日、本件建物に入居した。

3 本件建物等の状況

本件通路が環状 6 号線と交錯する箇所（以下「本件箇所」という）にエレベーターが設置されていないため、車椅子利用者は、本件通路を通行したまま本件建物から大崎駅まで行くことはできず、本件建物と本件箇所の途中にある施設エレベーターを利用して一旦地上に降り、そこから地区幹線道路歩道を通行しなければならない。

本件建物には、屋上庭園（以下「本件庭園」という）が設けられているが、本件建物の地上 28 階と屋上階を結ぶ部分にはエレベーターが設置されておらず、階段を利用しなければ行くことができないため、車椅子利用者にとっては利用が困難なものとなっている。

本件建物には、平成 20 年 6 月ころ、17 人乗りのエレベーターを身体障害者用のものに改修するまで、身体障害者用のエレベーターとしては、9 人乗りのエレベーターが一台（以下、このエレベーターを「本件エレベーター」という）設置されていたが、このエレベーターは、X が車椅子の向きを変更したり、操作ボタンを押すことが困難な構造となっていた。

4 請求の内容

X は、（ 1 ） Y1 機構に対しては、車椅子利用者が他の者と同様に利用できる構造のマンション及び歩行者専用通路を X に提供する義務があるのに、これを怠り、車椅子利用者が他の者と同様に本件建物及び本件通路を利用できないことを X に説明する義務があるのに、これを怠ったとして、債務不履行に基づき、550 万円の損害賠償（慰謝料 500 万円及び弁護士費用 50 万円）等の支払を求め、また（ 2 ） Y2 に対しては、Y1 機構に本件通路の設計施工を依頼してこれを所有する Y2 には、本件通路の設置管理に瑕疵があった、本件建物及び本件通路の建築、建設につき Y1 機構に対する監督を怠ったとして、国家賠償法 2 条 1 項または同法 1 条 1 項に基づき、550 万円の損害賠償（慰謝料 550 万円及び弁護士費用 50 万円）等の支払を求めて、本件を提訴した。

【 判 旨 】

1 Y1 機構の債務不履行責任について

(1) 説明義務違反

「X は、車椅子利用者である自身も本件通路を通行したまま本件建物から大崎駅まで行くことができ、本件庭園を利用することができると考えて本件契約を締結したものであり、Y1 機構も、本件建物の賃貸借促進を目的としたパンフレットにおいて、本件通路及び本件庭園を本件建物の特徴として宣伝、広告していた以上、本件契約を締結するにあたり、X がこのようなことを前提として本件契約を締結したことを容易に知り得たものと認められる。」また、「Y1 機構は、本件契約を締結するまでに、本件箇所にエレベーターが設置されていないため、車椅子利用者は、本件通路を通行したまま本件建物から大崎駅まで行くことができないこと、本件庭園に行くには階段しかないため、車椅子利用者が本件庭園を利用することが困難であることを認識し、また、本件建物のモデルルームの公開見学会を通じて、X が、車椅子利用者であることを認識していたものと認められる。」

「以上の認定事実によれば、Y1 機構は、本件契約を締結するにあたり、本件契約に付随する義務として、X に対し、車椅子利用者は、本件通路を通行したままでは本件建物から大崎駅まで行くことはできず、地区幹線道路歩道を通行しなければならないこと、本件庭園に行くためには階段を利用しなければならないため、車椅子利用者は、本件庭園を利用することが困難であることを説明する義務があったというべきである。」

しかし、「Y1 機構は、本件契約を締結するにあたり、X に対し、これらの事実を説明しなかったことが認められる。したがって、このような Y1 機構の行為は、X に対する債務不履行を構成するというべきである。」

これに対し、「身体障害者用エレベーターの利用に関しては、……、X は、公開見学会に参加した際、本件エレベーターを利用し、本件建物に設置されていた 17 人乗りのエレベーターは身体障害者用のものではないことに気付いたことが認められるから、Y1 機構に、この点について、X に説明すべき義務があったとは認められない。」

(2) 目的物提供義務違反

「X は、本件契約に基づく Y1 機構の目的物提供義務には、当然に、あるいは、信義則上、
1 X が本件通路を通行したまま本件建物から大崎駅まで行けるようにすること、 2 X が本件庭園を利用できるようにすること、 3 X が身体障害者用エレベーターを容易に利用することができるようにすることが含まれていると主張する。」

しかしながら、本件契約は、本件建物という特定物を目的とする賃貸借契約であるから、Y1 機構が X に賃貸する対象物は、本件契約締結当時予定されていた形状、仕様の本件建物であるというべきであって、X が主張するような目的物提供義務が本件契約から生じるということとはできない。Y1 機構のホームページや……本件建物のパンフレットの記載は、Y1 機構において上記目

物的提供義務を負う意思を示したものであるということではないから、この判断を左右するものではない。したがって、X の上記主張は採用できない。」

(3) 損害額

X は、Y1 機構の上記債務不履行により、本件通路を通行したまま本件建物から大崎駅まで行くことができず、また、本件庭園を利用することができないにもかかわらず、これらができると考えて本件契約を締結したため、精神的苦痛を被ったことが認められる。

そして、Y1 機構は、本件建物の賃貸借促進を目的としたパンフレットにおいて、本件通路及び本件庭園を本件建物の特徴として宣伝、広告していたことは上記……で認定したとおりであるが、他方、……、Y1 機構は、X からの要望を受け、本件通路と本件庭園の改善に向けて検討を重ねたことが認められ、これらの事実のほか本件に現れた諸事情にかんがみると、X が上記債務不履行によって被った精神的損害に対する慰謝料は 20 万円が相当と認められる。」

2 Y2 の国家賠償法上の責任

(1) 国賠法 2 条 1 項に基づく責任

エレベーターの不設置により、X は、本件通路を通行したままで大崎駅まで行くことができないが、「本件箇所にエレベーターが設置されていない現状においても、車椅子利用者が介添えなしで、本件建物から大崎駅に行くことは可能である。また、本件通路は、その安全性に問題はなく、地区幹線道路歩道についても、横断歩道や照明が整備され、段差もなく、車椅子利用者であっても安全に通行できる構造になっている。また、地区幹線道路歩道を通行したとしても、本件建物から大崎駅に行くまでの時間や距離は、本件通路を利用する場合と比較して、大幅に増加するものではない。」

「国家賠償法 2 条 1 項にいう営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう（最高裁昭和 42 年（オ）第 921 号同 45 年 8 月 20 日第一小法廷判決・民集 24 卷 9 号 1268 頁）。しかるに、上記認定事実によれば、本件箇所にエレベーターが設置されていない現状においても、車椅子利用者が介添えなしで、本件建物から大崎駅に行くことは可能であり、本件通路は、その安全性に問題はなく、地区幹線道路歩道についても、横断歩道や照明が整備され、段差もなく、車椅子利用者であっても安全に通行できる構造になっているのであり、これらの事実を考慮すると、本件において、本件通路が通常有すべき安全性を欠いているということではない。」

したがって、本件箇所にエレベーターが設置されていなかったことをもって、本件通路の設置又は管理に瑕疵があったということはできず、XのY2に対する国家賠償法2条1項に基づく請求は理由がない。」

(2) 国家賠償法1条1項に基づく責任について

「国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずることを規定するものと解される（最高裁昭和53年（オ）第1240号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁）ところ、Xが主張する監督権限は、Y2とY1機構との間の委託契約に基づく権限であり、Y2の職員が、Xに対し、上記権限を行使すべき職務上の法的義務を負担していたということとはできない。したがって、Xの上記主張は採用することができない。」

【 解説 】

1 本判決の整理

本件は、車椅子利用者である身体障害者（X）が、（1）賃貸住宅の管理等を行うUR機構（Y1機構）に対し、車椅子利用者が他の者と同様に利用できる構造のマンション及び歩行者専用通路を提供する義務があるのにこれを怠り（目的物提供義務違反）、車椅子利用者が他の者と同様に上記マンション及び上記通路を利用できないことを説明する義務があるのに、これを怠ったとして、債務不履行に基づき慰謝料等を求め、また、（2）Y1機構に上記通路の設計施工を依頼してこれを所有する品川区（Y2）に対し、上記通路の設置管理に瑕疵があったこと、上記マンション及び上記通路の建築、建設につきY1機構に対する監督を怠ったとして、慰謝料等を求めた事案である。

本判決は、（1）についてY1機構には説明義務違反があり、債務不履行を構成するとして、慰謝料20万円を認めたが、それ以外については請求を棄却した。なお、Y2の責任についての部分は、国家賠償法の解釈に係る部分であるため、解説は割愛する。

2 Y1機構の説明義務違反

本判決は、本件建物のパンフレット等において、本件建物から駅まで本件通路を利用して雨に濡れずに安心して通行できることや、本件庭園は居住者専用であり自然が豊かで眺望が魅力であること等を記載し、それを本件建物の特徴として宣伝、広告していた以上、車椅子を利用するXも本件通路や本件庭園を利用できることを前提として本件契約を締結したことを、Y1 機構は容易に知り得たのであって、このような場合には、Y1 機構はXと本件契約を締結するに当たり、「本件契約に付随する義務」として、車椅子利用者は、本件通路を通行したままでは本件建物から大崎駅まで行くことはできず、別ルートを用いる必要があることや、本件庭園に行くためには階段を利用しなければならないため、車椅子利用者は本件庭園を利用することが困難であることを説明する義務があったとした。

本判決は事例判決であり一般論を述べるものではないが、マンション等売り出すに当たり、当該マンションのセールスポイントとしてパンフレット等に記載した場合には、賃借人（や買主）はそのセールスポイントを享受できることを前提として契約を締結することが通常であり、障害のゆえにそのようなセールスポイントを享受できない人がいる場合には、契約締結に当たり、賃貸人（や売主）は、そのことを説明する義務が、契約に付随する義務として生じるといえよう。パンフレット等に記載がない場合にも、何らかの設備等を利用できるとの認識のもとに、（実際には利用できないにもかかわらず）賃借人が契約締結しようとしていることを知り得た場合には、当該設備を利用することができないことを賃貸人が賃借人に説明する義務を負うことになる可能性が高い。

障害があることによって、施設や設備の利用に支障が生じる場合には、障害者に対して丁寧に説明することが事業者には求められ、そのような説明を行わなかった場合には債務不履行責任を問われる可能性があることを本判決は示唆するものである。

3 Y1 機構の目的物提供義務違反

Y1 機構は車椅子利用者であるXが他の賃借人と同様に利用可能な建物を提供すること、具体的には、本件通路や本件庭園を利用できるようにするという目的物提供義務を負っているとのXの主張に対し、本判決は、本件契約は、本件建物という特定物を目的とする賃貸借契約であるから、Y1 機構がXに賃貸する対象物は、本件契約締結当時予定されていた形状、仕様の本件建物であるというべきであって、Xが主張するような目的物提供義務が本件契約から生じるということとはできないとする。Y1 機構の目的物提供義務に関する上記判示部分は、賃貸借契約の解釈上妥当なものと考えられる。ただし、障害のない者は利用できるが障害者は利用できないといった施設、設備等がある場合に、障害者差別解消法8条1項違反（障害者に対する不当な差別的取扱い）となりうるかは、別途検討を要する事項といえよう。



15. 事業者によるうつ病患者の音楽教室受講拒否が不法行為とならないとされた事例

東京地方裁判所平成 24 年 1 月 16 日判決
(判例集未登載 (LEX/DB 文献番号 25491220))

【 事 案 の 概 要 】

1 当事者

X (原告) は、うつ病に罹患している者である。Y (被告) は、音楽教室の経営などを目的とする株式会社である。

2 本件受講拒否に至る経緯

X は、平成 21 年、Y の経営する A 店において、声楽とギターのレッスンを受講したものの、X と Y との間でトラブルが生じた。このトラブルが生じた後、X は上記レッスンを受講せず、Y は、X に対し、X からすでに受領していた月謝のうち、最後の 2 か月分を返金した。

X は、平成 22 年 10 月頃、A 店を訪れ、声楽のレッスンの受講を申し込んだ。これに対し、Y の従業員は、X の申込みに応じず、X がレッスンを受講することを認めなかった (以下、「本件受講拒否」)。このとき、Y の従業員は、本件受講拒否の理由を X に対して説明しなかった。

3 請求の内容

X は、Y による本件受講拒否は X に対する不法行為となり、これによって X が精神的苦痛を受けたとして、Y に対し、慰謝料の支払を求めた。

【 判 旨 】

1 Yは正当な理由がない限り受講を拒否できない義務を負っているか

「Xは、……Yによる本件受講拒否が、Xに対する不法行為となると主張する。」

「しかし、Yは私企業であり、Xの主張を考慮しても、Yが、その経営する音楽教室において、個人からの受講の申込みに対して、これを拒絶すべき正当な理由がない限り拒否できない義務を負っていると認めることはできない。まして、……平成21年にXがA店でレッスンを受講した際、A店の従業員との間でトラブルが発生したことが認められ、Yが、従前Yとの間でトラブルが起きた者が新たにレッスン受講申込みをした場合であっても、その申込みを拒絶してはならない義務を負っているとは認められない。」

2 本件受講拒絶がうつ病を理由としたものであるか

「また、平成21年にXとA店の従業員との間でトラブルが発生した後、Xが改めてA店でのレッスンの受講を申し込んだのに対して、Yが本件受講拒絶をしたことを考慮すれば、本件受講拒絶が、Xがうつ病であることを理由としたとは直ちには認められず、うつ病に罹患しているXについて、うつ病でない者と区別した取扱いをしたものであるとも直ちには認められない。そして、他に、本件受講拒絶が、Xがうつ病であることを理由とすることをうかがわせる事情を認めるに足りる証拠はない。Yの経営する音楽教室において、うつ病でない者が、XとYとの間で発生したものと同様のトラブルを起こしたにもかかわらず、この者がYに対して再度受講申込みをした場合に、Yがこの申込みに応じて受講を認めたとすれば、うつ病の者とそうでない者とを区別した取扱であると解する余地もあるが、Xはこのような事情を何ら主張立証しない。したがって、本件受講拒絶が、うつ病であるXを差別した取扱であるとは認められない。」

「以上によれば、本件受講拒絶がXに対する不法行為となるとのXの主張は、採用することができない。」

【 解説 】

1 本判決の意義・特徴

本判決は、音楽教室を経営する事業者であるYが、うつ病に罹患しているXが音楽教室のレッスンを受講することを拒否したことが不法行為とは認められないとして、民法709条に基づくXの

損害賠償請求を棄却した事例である。本判決は、本件受講拒否がうつ病を理由としたものとは認められないと判断しており、障害者差別解消法制定前の事例であるものの、事業者によるサービスの利用拒否が障害を理由とする差別的取扱い（障害者差別解消法 8 条 1 項）に当たるかどうかを判断するに際して参考になる。

2 不当な差別的取扱いとの関係

本判決は、判旨 2 の通り、本件受講拒否が、X と A 店の従業員とのトラブルがあった後に生じていることから、X がうつ病であることを理由としたものとは直ちに認められず、うつ病に罹患している X とうつ病でない者と区別した取扱いをしたものであるとも直ちに認められないとしている。また、本判決は、うつ病でない者が同様のトラブルを起こしたにもかかわらず、Y がこの者の受講を認めたのであれば、うつ病に罹患している者とそうでない者とを区別した取扱いがあると解する余地があるとしている。本判決の事実関係からは、X と A 店の従業員とのトラブルの内容が不明であるものの、仮にそのトラブルがうつ病と無関係であれば、本件受講拒否がうつ病を理由としたものとは直ちに言えないと思われる。

本判決に従うと、障害者差別解消法 8 条 1 項の下においても、事業者によるサービスの利用拒否が障害者と事業者とのトラブルを経緯として生じている場合には、障害者はサービスの利用拒否が障害を理由としたものであることを主張立証する必要がある。



商品・サービス

16. ネットカフェにおいて精神障害者の入店を拒否したことにつき、入店拒否をした店長の不法行為及びネットカフェを運営する会社の使用者責任があるとして、慰謝料請求が認容された事例

東京地方裁判所平成 24 年 11 月 2 日判決
(賃金と社会保障 1583 号 54 頁)

【 事 案 の 概 要 】

1 当事者

X (原告) は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 45 条に基づき精神障害の状態にあると認定され、障害等級 2 級の精神障害者保健福祉手帳を交付された者である。

Y1 社 (被告株式会社) 及び Y2 社 (被告有限会社) (以下、併せて「Y 会社ら」という) は、東京都国分寺市内において Y1 社の名称でインターネットカフェ (以下「本件店舗」という) を営業している会社である。Y3 (被告) は、平成 22 年 3 月 24 日当時、Y 会社らの代表者又は従業員であり、本件店舗の店長であった者である。

2 入店拒否の経緯

X は、平成 22 年 1 月ころ本件店舗において会員登録を行い、同年 3 月 23 日までに本件店舗を 10 数回利用した。X は同日に本件店舗を利用した後に帰宅した際、本件店舗に精神障害者保健福祉手帳を忘れてきたのではないかと考え、本件店舗に電話をかけて問い合わせた。

翌日午後 9 時頃、X は会員証を提示して本件店舗に入店しようとしたが、Y3 は「過去に別の障害者による無銭飲食事件が発生したが、障害を理由に起訴もされず、代金の回収もできなかったことがあったため、それ以後障害者による利用は断っている」という趣旨のことを述べて、入店を

拒否した（以下「本件入店拒否」という）。X は、Y3 に対して、代金を前払する用意がある旨を告げたが、Y3 がなおも X の入店を拒否したため、X は本件店舗への入店をあきらめた。

3 請求の内容

X は、X が本件店舗において会員登録を行ったことにより、X と Y 会社らとの間で本件店舗の継続的な利用契約が成立したから、本件入店拒否は、同契約に基づく Y 会社らの債務の不履行に当たること、本件入店拒否は、憲法 14 条、障害者権利条約 5 条、障害者基本法 4 条 1 項に反する障害者への違法な差別行為であり、X の人格権を侵害するものであって、不法行為を構成するところ、この不法行為は、Y3 が Y 会社らの事業の執行について行ったものであること、

X は、精神障害者として日々多大なストレスを抱えながら生活しており、本件店舗を日頃の疲れを癒すことができる場所として利用していたのに、Y3 からその利用を拒否されて多大な精神的苦痛を被ったことを理由として、Y 会社らに対しては債務不履行、会社法 350 条又は使用者責任に基づき、Y3 に対しては不法行為又は会社法 429 条 1 項に基づき、200 万円（慰謝料として 150 万円、弁護士費用として 50 万円）等を求めて本件を提訴した。

【 判 旨 】

1 Y1 社に対する請求について

「Y3 は、本件入店拒否の日の前日の X からの問い合わせによって、X が精神障害者と認定されて精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていることを認識し、そのことを理由に本件入店拒否をしたものであり、その結果、X は、本件店舗を利用することができなかったものと推認するのが相当である。」

「Y1 社は、X が本件店舗で騒ぎ、暴れたことが本件入店拒否の理由である旨主張し、証拠... によれば、Y3 が本件入店拒否の際に警察に通報し、数分後に警察官数名が本件店舗に臨場したことが認められる」が、通報が、X が本件入店拒否の前に本件店舗で騒ぎ、暴れたためにされたことを認めるに足る証拠はなく、X がそれまでに 10 数回にわたって本件店舗を利用した際に騒いだり、暴れたりして、X が入店を拒否されたような形跡もないから、Y1 社の主張を推認することはできない。

「以上認定した事実によれば、本件店舗で店長として勤務していた Y3 は、専ら X が精神障害者であると認定されて精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことを理由として本件入店拒否

に及んだのであるから、本件入店拒否は、公序良俗に反する違法な差別行為であり、不法行為を構成するものというべきである。

そして、上記事実によれば、本件入店拒否は、Y1社の従業員であるY3が、Y1社の事業の執行について行ったものというべきであるから、Y1社は、民法715条に基づき、本件入店拒否によってXに生じた損害を賠償する責任があるというべきである。」

「本件入店拒否の理由のほか、Xが社会生活の中で障害者として受けるストレスを癒すために本件店舗を休息の場として繰り返し利用していたこと……など、Xにとっての本件店舗利用の目的や頻度、Y3がXから本件入店拒否について相談を受けた障害者権利擁護センターの相談員やX訴訟代理人弁護士に対して取った対応……等も考慮すると、Xが本件入店拒否によって被った精神的苦痛を慰謝するのに必要な金銭の額は60万円が相当である。また、本件訴訟の事案の難易、請求額、認容された額、その他諸般の事情を斟酌すると、本件入店拒否と因果関係のある弁護士費用相当額の損害は、10万円と認めるのが相当である。

Xは、上記金額を上回る額の損害を主張するが、本件入店拒否はその理由が不当ではあるものの暴行や脅迫を伴うものであったとは認められないこと、本件店舗の営業に高度の公共性があるとまではいえないこと、Xが利用できる同種業態の他の店舗がないとは認められないことなどの事情も考慮すると、Xが受けた精神的苦痛に対する慰謝料額は、上記認定のとおりと認めるのが相当である。」

「よって、XのY1社に対する請求は、使用者責任に基づき70万円の支払を求める限度で理由がある。」

2 Y2社及びY3に対する請求について

「Y2社及びY3は、適式の呼出しを受けながら、本件口頭弁論期日に出頭せず、最初にすべき口頭弁論期日までに答弁書その他の準備書面を提出しないから、請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなす。」

「精神的苦痛による損害を金銭評価した額についての自白は、裁判所を拘束しないものというべきである。そして、……本件入店拒否の理由、Xによる本件店舗利用の目的や頻度等も考慮すると、Xが被った精神的苦痛を金銭に換算した額は60万円が相当である。」

「また、不法行為の被害者が、自己の権利擁護のため訴えを提起することを余儀なくされ、訴訟追行を弁護士に委任した場合の弁護士費用のうち、相当と認められる金額の評価は、法的判断に属するから、その点についての自白は、裁判所を拘束しないものというべきである。本件にお

いて、事案の難易、請求額、認容された額、その他諸般の事情を斟酌すると、相当な弁護士費用の額は 10 万円と認めるべきである。」

「よって、X の Y2 社及び Y3 に対する請求は、Y2 社については使用者責任に基づき、Y3 については不法行為に基づき、連帯して 70 万円」の支払を求める限度で理由がある。

3 結論

「X の Y らに対する請求は、不法行為による損害賠償請求権に基づき、連帯して 70 万円...の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないから棄却する」。

なお、本判決は、Y3 の不法行為およびそれに対する Y 会社らの使用者責任に基づく損害賠償請求（70 万円）を認めており、Y 会社らの債務不履行責任や Y1 社、Y2 社および Y3 に対する会社法に基づく請求については、たとえ理由があるとしても、その損害額が 70 万円を上回ることはないとしている。判旨ではこの部分は省略した。以下の解説でもこの部分は省略する。

【 解説 】

1 本判決の整理

本件は、精神障害者である X が、10 数回利用していたネットカフェを利用しようとしたところ、X が精神障害者保健福祉手帳の所持者であることを知ったネットカフェの店長（Y3）に、精神障害者であることを理由として入店を拒否されたことにつき、入店を拒否した店長（Y3）に対しては不法行為等を理由として、また、ネットカフェを運営する会社（Y 会社ら）に対して、使用者責任等を理由として、慰謝料等を求めた事案である。

本判決は、Y3 は専ら X が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことを理由として入店拒否に及んだものであり、本件入店拒否は、「公序良俗に反する違法な差別行為」であり、不法行為を構成するとして、また、本件入店拒否は Y1 社の従業員である Y3 が、Y1 社の事業の執行について行ったというべきであるから、Y 会社らは民法 715 条に基づき使用者責任を負うとして、Y1 社、Y2 社、Y3 は、X が被った精神的苦痛に対し、連帯して 70 万円を支払う責任を負うと判示した。

2 不当な差別的取扱いとは

本判決は、本件入店拒否は、障害者手帳の交付を受けたことを理由とするものであり、公序良俗に反する違法な差別行為に当たると判示する。本判決は、障害者差別解消法施行前の判断ではあるが、同法における、「障害を理由とする差別」や、差別的取扱いが許容されうる「正当な理由」を解釈するに当たり、参考になると考えられる。

(1) 障害者差別解消法及び基本方針の規定

障害者差別解消法 8 条 1 項は、「事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」と定める。同項の解釈に関し、同法 6 条 1 項に基づき策定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」2(1)は、「〔障害者差別解消〕法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。」とし、さらに 2(2)において、正当な理由について、「正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。」と定める。

(2) 「障害を理由として」

差別的取扱いが「障害者手帳の所持」を理由としてなされた場合には、障害者差別解消法における「障害を理由とした」取扱いとなるといえよう。障害者手帳の所持を理由とした差別的取扱いであることが必ずしも明確ではない場合でも、本件のように、それまで 10 数回の利用をしていたにも関わらず、X が精神障害者保健福祉手帳を忘れたのではないかと本件店舗に電話をかけて問い合わせた日の翌日になって突然入店拒否をしたような場合には、障害者手帳の所持を理由とした入店拒否であると推認されることとなる。また、本判決が示すように、入店拒否の理由として精神障害者については無銭飲食をされても刑事事件にならないため入店を拒否することになっていると回答したような場合にも、障害を理由とする入店拒否であると推認される。

(3) 正当な理由

Y3 は、本件入店拒否の理由として、「入店拒否の理由として精神障害者については無銭飲食をされても刑事事件にならないため入店を拒否することになっている」ことを挙げる。上述したように、本判決はこの点を「障害を理由とした」不利益取扱いであることを推認する根拠として挙げる一方、入店拒否を正当化する理由としては一切考慮していない。精神障害者が他の客とトラブルを起こ

しやすいなどといった理由も、客観的な根拠はなく偏見に過ぎないといえ、精神障害者に対する客観性を欠く印象・評判などは、「正当な理由」には該当しない。

なお Y1 社は、本件店舗で騒ぎ、暴れたために入店拒否をしたと主張する。これが事実であれば入店拒否の正当な理由に該当する可能性はあるが、本判決は、Y1 社の主張する事実を推認できないとして、この主張を退けている。

3 まとめ

本件のような障害を理由とするサービス利用の拒否は、障害者差別解消法においても、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当すると考えられる。そして、差別的取扱いは公序良俗（民法 90 条）にも反し、入店拒否を行った店長（Y3）は不法行為責任を負い、それを雇用する会社（Y 会社ら）も使用者責任を負うことになる。



商品・サービス

17. 事業者による車椅子のままの入浴拒否と 車椅子利用者への入浴配慮の不提供が 不法行為を構成しないとされた事例

東京地方裁判所平成 25 年 4 月 22 日判決
(判例集未登載 (LEX/DB 文献番号 25512309))

【 事 案 の 概 要 】

1 当事者

X1 と X2 (原告) は、いずれも両下肢機能全廃により車椅子生活を送っている。ただし、X1 からは、いずれも上半身に障害がないので、一人で入浴することが可能であり、普段は、介助をうけることなく一人で入浴している。Y (被告) は、スーパー銭湯 (以下、「本件銭湯」) を経営している株式会社 A 企画である。

2 車椅子のままの入浴拒否

X1 は平成 19 年 8 月、X2 は同年 9 月、Y の従業員により、それぞれ車椅子のまま本件銭湯の浴場に入ることは禁止されていることを告げられ、以後、車椅子のまま入浴することを拒否された。

3 請求の内容

X1 らは、Y が、本件浴場において、X1 らが車椅子のまま浴場に入ることを合理的な理由なく拒否し、その後も、X1 らが浴場に入ることができるよう配慮をしなかったことなどを主張して、Y に対し、上記不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料の支払を求めた。

【 判 旨 】

1 Y が車椅子のままの入浴を拒否したことが不法行為を構成するか

「公衆浴場における浴場（浴室）は、多くの人々が全裸で入る場所であり、その安全面と衛生面については十分な配慮を求められることはいうまでもないところ、車椅子のままの入場を認めた場合、車椅子のタイヤ部分等から浴場内に付着物が持ち込まれるおそれを否定することはできない。とりわけ微細なものであったとしても、金属片やプラスチック片等の付着物が持ち込まれ、それが浴場内に落下した場合、当該付着物により入浴客が負傷するおそれは否定し得ないし、細菌等が付着していた場合には、それによる感染のおそれも否定し得ない。また、車椅子のまま浴場に入場を認めた場合、他の入浴客が、タイヤ等に付着した汚れなどを見て、安全面や衛生面に不安を感じることもあり得るところである。」

「さらに、一概に車椅子といっても、様々なものがあり、老朽化し、整備が十分にされていない場合には、部品が落下するなどの危険性もあり得るし、当該車椅子の形状、操作の仕方や止める場所、浴場の混雑状況等によっては、子供、高齢者及び視力の弱い入浴客等が当該車椅子と衝突し負傷する危険性も否定し得ない。そして、Y の従業員が、浴場内に入る車椅子の状況を入念にチェックし、他の入浴客と衝突しないかにつき注意を払い続けることを求めるのは困難を強いることであるといわざるを得ない。」

「以上によれば、Y は、本件銭湯を利用する全ての顧客の安全面及び衛生面に配慮すべき義務を有するのであるから、Y が、このような観点から、X1 らに対し、車椅子のまま浴場内に入場を拒否したことは、やむを得ないことといわざるを得ず、不法行為を構成しないというべきである。」

2 Y が車椅子利用者に入浴配慮をしなかったことが不法行為を構成するか

「障害者基本法は、国民は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するよう努めなければならない（1 条、8 条）、また、交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない（21 条 2 項）と定めている。」

「また、近年、障害者と障害者ではない者が同等の生活を送れる社会の形成を目指すことについて、国民のコンセンサスが得られていることは公知の事実である。」

「したがって、公衆浴場を経営する事業者は、車椅子を利用する身体障害者が、障害者ではない者と同様に、公衆浴場を利用できるよう最大限の配慮をすることが求められているということが

できる。その方法としては、浴場内に浴場用の車椅子……を設置したり、車椅子利用者を優先する洗い場を設けたり、車椅子利用者が、浴槽に入りやすいような構造とすることなどが考えられる。そして、例えば、公衆浴場において、浴場内に浴場用の車椅子を設置し、それを利用することにより、車椅子利用者が、一定のルールの下で、一人で浴場に入るといった事態が一般化し、かつ、そのような措置を採ることについて特段の支障がないにもかかわらず、公衆浴場を営む事業者が、当該措置を採らなかった場合には、社会的相当性を逸脱する行為として、不法行為責任を負うこともあり得よう。」

「しかし、現時点においては、車椅子を利用する身体障害者の浴場への入場について、事業者側が採るべき措置について定まったものがあると認めるに足りる証拠はなく、Y が特段の配慮的な措置を採らなかったからといって、直ちに不法行為責任を負うとまでは認め難い。」

「もっとも、こうした状況が看過されることが好ましくないことはいうまでもなく、障害者基本法を始めとする障害者の福祉に関する諸法令の規定や趣旨等に鑑み、公衆浴場を営む事業者等の関係者が、公衆浴場を利用する車椅子利用者に対する配慮的な措置の策定に努めていくことが求められているというべきである。」

【 解説 】

1 本判決の意義・特徴

本判決は、公衆浴場を営む事業者である Y が、X1 らが車椅子のまま浴場に入ることを拒否したことと、X1 らが浴場に入ることができるよう配慮しなかったことが不法行為を構成しないとして、民法 709 条に基づく X1 らの慰謝料請求を棄却した事例である。

本判決は、障害者差別解消法制定前の事例なので、民法 709 条に基づいて車椅子のままの入浴拒否と車椅子利用者への入浴配慮の不提供の違法性を判断している。しかし、本判決は、車椅子のままの入浴拒否の理由と車椅子利用者への入浴配慮の内容について検討しており、障害者差別解消法 8 条が禁止する事業者による不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の判断に際して参考になる。

2 不当な差別的取扱いとの関係

本判決は、Yが車椅子のままの入浴を拒否したことを、判旨1の理由から不法行為を構成しないとしている。すなわち、Yが本件浴場を利用する顧客の安全面と衛生面に配慮すべき義務を負っており、この観点から、車椅子のままの入場を認めると、車椅子のタイヤなどから付着物や細菌が浴場内に持ち込まれ、他の入浴客が負傷したり感染したりするおそれがあり、Yの従業員に車椅子の状況を入念にチェックしたり他の入浴客と衝突しないかにつき注意を払い続けたりすることを求めるのは困難であるからである。したがって、本判決は、車椅子のままの入浴拒否が、浴場を利用する顧客の安全性と衛生面を配慮するという正当な目的の下で行われており、その目的に照らして、車椅子のタイヤなどを介して他の入浴客に負傷や感染が生じるおそれがあり、従業員に車椅子を入念にチェックしたり注意を払い続けたりすることを求めるのは難しいので、やむを得ない、と判断している。

もっとも、判旨2を踏まえると、車椅子利用者が公衆浴場を利用できるよう配慮することが一般化し、特段の支障がないにもかかわらず事業者が配慮をしない場合には、車椅子のままの入浴拒否は、不法行為を構成する可能性があることになろう。

車椅子のままの入浴拒否は、車椅子を理由とする入浴拒否であり、車椅子は車椅子利用者にとって身体の一部となっているので、障害を理由とする差別的取扱いに当たる。そうすると、車椅子のままの入浴拒否は、障害者差別解消法施行後においては、障害者差別解消法8条1項に基づいて差別的取扱いに「正当な理由」があるかどうかによって判断されうる。本判決の判断は、車椅子のままの入浴拒否に正当な理由があるかどうかの判断に際して参考になろう。

3 合理的配慮の提供との関係

本判決は、Yが車椅子利用者に入浴配慮をしなかったことを、判旨2の理由から不法行為を構成しないとしている。すなわち、事業者は、障害者基本法に基づき、車椅子利用者が公衆浴場を利用できるよう最大限の配慮をすることが求められているものの、現時点において、車椅子利用者が入浴について事業者が採るべき措置として定まったものがないからである。したがって、本判決も述べている通り、車椅子利用者が入浴について事業者が採るべき措置が一般化すれば、特段の支障がないにもかかわらず事業者が配慮しないことが、不法行為を構成する可能性があることになろう。

車椅子利用者への入浴配慮の不提供は、障害者差別解消法施行後においては、車椅子利用者から入浴できるよう配慮を必要とするとの意思の表明があった場合には、障害者差別解消法8条2項に基づいて判断されうる。もっとも、障害者差別解消法8条2項は事業者が合理的配慮をするよう「努めなければならない」と定めている。その理由が、事業者に求められる配慮の内容が多様であるからと説明されることから、障害者差別解消法8条2項のみに基づいて直ちに

合理的配慮の提供義務が事業者に生じ、車椅子利用者への入浴配慮の不提供が常に不法行為を構成すると解釈することは難しいだろう。

もちろん、事業者が車椅子利用者からの意思の表明に対して何もしないことは、障害者差別解消法 8 条 2 項の規定からも許されない。判旨 2 の通り、車椅子利用者への入浴配慮の内容が浴場内に浴場用の車椅子を設置することなど多様であるので、事業者は、入浴配慮の手段・方法について柔軟な対応が求められ、仮に入浴配慮が過重な負担に当たると判断した場合には、車椅子利用者とその理由を説明することが求められよう。



商品・サービス

18. 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税の適用を受けるために必要な申込書を銀行に「郵送」したが受付を拒否されたことについて銀行及び国の責任が認められなかった事例

さいたま地方裁判所平成 25 年 5 月 29 日判決

(税務訴訟資料 263 号 12221 順号)

東京高等裁判所平成 26 年 8 月 29 日判決

(税務訴訟資料 264 号 12522 順号)

【 事 案 の 概 要 】

1 当事者

X (原告、被控訴人) は、平成 17 年 8 月 2 日に東京都知事より、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 45 条に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者である。

Yら (被告ら、控訴人ら) とは、Y1 銀行、Y2 (国) 及び Y3 (埼玉県) である (本判決 (控訴審) では、Y3 は控訴人となっていない。以下、Y3 部分については省略する)。

2 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度

預貯金等の利子は、原則としてその支払いの際に所得税等が源泉徴収されることとなっているが、「障害者等」に該当する人の貯蓄の利子等については、一定の手続きにより非課税制度の適用を受けることができる。本件で問題となった制度は、所得税法 10 条 1 項所定の「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税」制度 (以下「本件マル優制度」という) である。

3 非課税貯蓄申込書等の郵送とその受付拒否

X は、Y1 銀行所沢中央支店に預金口座を開設し (以下「本件預金口座」という)、平成 20 年 2 月 29 日にインターネットバンキングを利用して本件預金口座に 10 万円の定期預金の

預入をし（以下「第1定期預金」という）、同日付けで第1定期預金に係る所得税法10条3項及び1項所定の書類である非課税貯蓄申告書及び非課税貯蓄申込書（以下「第1非課税貯蓄申込書等」という）をY1銀行に郵送した。Y1銀行は、第1非課税貯蓄申込書等を受け付けず、Xに返却した。

Xは、平成21年2月13日に本件預金口座に5万円の定期預金の預入をし（以下「第2定期預金」という）、同日付けで第2定期預金に係る所得税法10条3項及び1項所定の書類である非課税貯蓄申告書及び非課税貯蓄申込書（以下「第2非課税貯蓄申込書等」という）をY1銀行に郵送した。Y1銀行は、第2非課税貯蓄申込書等を受け付けず、Xに返却した。Xは、第1定期預金及び第2定期預金の利子について、合計38円の課税を受けた。

4 指導監督の申出

Xは、平成20年から平成21年にかけて、第1定期預金及び第2定期預金に係る非課税貯蓄申告書の提出先となる東村山税務署を訪問し、又は同署に架電し、同署担当官に対し、郵送した非課税貯蓄申込書等をY1銀行が受け付けず、Xに返却した事実を告知した上で、Y1銀行に対して指導監督をすることを求めた。東村山税務署担当官は、Y1銀行に対して指導監督をしていない。

5 本件提訴に至る経緯

そこでXは、Y1銀行は郵送により提出された非課税貯蓄申込書等を受け付ける義務があり、債務不履行責任及び不法行為責任を負うとして、また、東村山税務署担当官は所得税法に違反するY1銀行に対して指導監督する義務があるところ、それを怠ったものであり、Y2は国家賠償法上の賠償責任があるとして、Yらに対し、課税額相当損害金38円及び慰謝料10万円の連帯支払いを求めて、本件を提訴した。

原審（さいたま地判平成25・5・29）は、Y1銀行は郵送により提出された第1及び第2非課税貯蓄申込書等を受け付ける義務を負うものであって、これをXに返却したY1銀行の行為は、預金契約上の付随義務に違反し債務不履行責任に基づき、また、東村山税務署担当官は、Y1銀行に対して指導監督をする義務を負うところその義務を怠っており、Y2は国家賠償法1条1項に基づき、Xに対し、課税額相当損害金38円及び慰謝料10万円を支払う義務を負うとした（Y3の責任は否定）。そこで、Y1銀行及びY2が控訴した。

【判旨】

(以下、判旨において「法」とは、「所得税法」をいう)

1 Y1 銀行が郵送された非課税貯蓄申込書等を受け付ける義務を負うか

(1) 本件マル優制度とは

「預貯金の利子は、利子所得として、その年中の利子等の収入金額につき課税され（法 23 条）、利子の支払をする者に源泉徴収義務が課される（法 181 条 1 項（一律源泉分離課税））。本件マル優制度は、利子所得課税の例外を定めるものであるが（法 10 条 1 項）、その具体的内容は、国内に住所を有する個人で障害者等に該当する者は、同制度の適用を受けようとする預貯金について最初に預入等をする日までに、同制度を利用することができる最高限度額等を記載した非課税貯蓄申告書とその預入等をする金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出し、かつ、預入等の都度、当該金融機関の営業所等の長に対し非課税貯蓄申込書を提出して、最高限度額内において、預貯金等を預け入れる金融機関の営業所等、預貯金等の種別、当該金融機関の営業所等において選択した預貯金等の種類に応じた非課税限度額の組合せを同申込書の記載により任意に選択することによって、その預入等をする預貯金等について対象者が非課税扱いをするか否かを選択することができるように設計されている（法 10 条 1 項ないし 3 項）。したがって、法 10 条 3 項柱書きは『第 1 項の規定は、個人が（中略）非課税貯蓄申告書（中略）を（中略）所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。』と規定している。このように、本件マル優制度は、同制度の適用を受けようとする者の意思に基づき非課税扱いの範囲を任意に選択することができる制度であり、本件マル優制度の適用を受けようとする者が所定の手続をして非課税扱いの範囲を選択することによって、初めてその適用を受けることができる制度といえるのであって、対象者のすべての預金等の利子所得について一定の非課税枠を当然に定めているものではない。」

(2) Y1 銀行の不法行為責任

「X は、郵送により送付された非課税貯蓄申込書等について、金融機関である Y1 銀行がその受領を拒み、その後、法が定める所定の手続をとらなかったことが、Y1 銀行の債務不履行又は不法行為となると主張する。しかし、金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出すべき非課税貯蓄申告書については、本件マル優制度の適用を受けようとする個人が、金融機関の営業所等の長に対して身体障害者手帳等を提示して、氏名、生年月日、住所や障害者等に該当する旨を告知し、当該非課税貯蓄申告書に当該告知をした事項について確認した旨の証印を受ける必要があるとされているところ（法 10 条 5 項、同施行令 41 条の 2 第 1 項、同施行規則 7

条 1 項 18 号)、証拠……及び弁論の全趣旨によれば、Y1 銀行においては、非課税貯蓄申告書が郵送により送付されてきたときには、その写しが同封されていたとしても、これによっては身体障害者手帳の提示があったとすることができないとして、申込者との面談その他によりその提示と告知を求める運用をすることとし、X についての精神障害者保健手帳の一部のみのコピーを同封して X から郵送されてきた第 1 非課税貯蓄申込書等及び第 2 非課税貯蓄申込書等のいずれについても、直ちに法 10 条所定の手続をとることはせずに、数次にわたって X 宅を訪問するなどして面談による提示等を求める等の対応を行ったこと、これに対し、X は、Y1 銀行における郵送による受付を主張して、面談等に応じることがなかったこと、以上の事実が認められる。」

「以上の関係法令の規定や事実関係によれば、Y1 銀行が X から郵送された非課税貯蓄申込書等について、書類等に不備等がない適式な書面として直ちには扱うことなく、X に対して上記認定のような対応方を求めたことについては、相応の法令上の根拠があると認められるというべきであり、Y1 銀行のその対応を違法な行為とすることはできない。X は、所得税基本通達において非課税貯蓄申告書等の郵送による提出を認めていることから、Y1 銀行は、X からの郵送による提出を受け付ける義務があったと主張する。しかし、X 主張の基本通達は、金融機関に対する税務手続上の指針になるということではあるが、金融機関に対し郵送による書類の提出を受け付けるべき義務を生じさせるような法令等と同様の効力を有するものではないから、X の主張を前提としても、本件における Y1 銀行の対応を違法であったとすることはできない。」

「もっとも、障害者等の福祉や生活援助の趣旨を有する本件マル優制度の適用において、制度を利用しやすくしようとする上記の基本通達の趣旨に照らすと、Y1 銀行の対応は、法令の解釈としては何ら違法と目すべき点がないとしても、やや硬直的な運用であったという批判が生じる余地があるといえる。しかしそうはいっても、上記認定のとおり、Y1 銀行においては、上記の運用を前提に X に対し画一的な対応をしていたわけではなく、X の不利益にならないように相応に十分な配慮をしていたといえるのであって、以上を総合して、いずれにしても Y1 銀行の対応が違法であったとすることはできない。」

(3) Y1 銀行の債務不履行責任

「X と Y1 銀行との間の約款その他に基づく預金契約上の権利義務は、私法上の合意に基づく権利義務であるから、X と Y1 銀行との間で締結された預金契約等における合意内容が問題となる。しかし、Y1 銀行と X との間の本件預金に係る預金契約その他の合意として、Y1 銀行において X から郵送により提出された第 1 非課税貯蓄申込書等及び第 2 非課税貯蓄申込書等を受け付けることを義務付けることを内容とする合意がされたとは、本件証拠によっても認められない。かえって、……本件預金に係る預金規定には、郵送により提出された非課税貯蓄申込書等を受け付けることを義務付ける内容の規定が見あたらないことが認められる。」

(4) Y1 銀行の責任

「以上からすれば、Y1 銀行には、所得税法その他を根拠とする公法上の義務としても、また、私法上の合意に基づく義務としても、X から郵送により提出された第 1 非課税貯蓄申込書等及び第 2 非課税貯蓄申込書等を受け付けなければならない義務を負っていないことになる。したがって、Y1 銀行の不法行為あるいは債務不履行についての X の主張は失当であり、Y1 銀行に対する請求は、いずれについても理由がない。」

2 Y2 の国家賠償責任の有無について

「以上のとおり、Y1 銀行は、所得税法上、X から郵送により提出された第 1 非課税貯蓄申込書等及び第 2 非課税貯蓄申込書等について、これを受け付ける義務を負わないから、X の住所地を管轄する東村山税務署職員を始めとする関係行政庁の職員には、Y1 銀行が所得税法上の上記義務を負っているにもかかわらず同義務に違反していることを是正するために、Y1 銀行に対し、所得税法を遵守するように指導監督する義務があるという X の主張は、その前提を欠き失当である。」

3 結論

「以上からすれば、X の控訴人らに対する請求は理由がないから、これをいずれも棄却すべきこととなる」ところ、「上記と異なる原判決は不当であるからこれを取り消し、X の控訴人らに対する請求をいずれも棄却する」。

【 解説 】

1 本判決の整理

本件は、精神障害者手帳を交付された者（X）が、金融機関（Y1 銀行）に定期預金の預入をした際、所得税法 10 条 1 項所定の「障害者等」であるとして、同条所定の「本件マル優制度」の適用を受けるために必要な非課税貯蓄申込書等を Y1 銀行に対し郵送したにもかかわらず、Y1 銀行がこれを受け付けなかったため、本件マル優制度の適用を受けることができる権利を侵害され、預金の利子所得について所得税及び地方税を課税されて損害を受けたと主張し、Y1 銀

行に対し、債務不履行責任又は不法行為責任に基づき、Y2 に対し、関係行政庁の職員は Y1 銀行を指導監督しなかったとして、国家賠償法 1 条 1 項の国家賠償責任に基づき、課税額相当損害金 38 円及び慰謝料 10 万円の連帯支払を求めた事案である。

原審は X の請求を認めたが、本判決は、所得税法等を根拠とする公法上の義務としても、私法上の合意に基づく義務としても、Y1 銀行は X から郵送により提出された非課税貯蓄申込書等を受け付けなければならない義務を負っていないとして、Y1 銀行に対する請求は理由がないとして、また Y2 に対する請求についても、Y1 銀行の義務違反はないことから主張の前提を欠くとして、X の請求を退けた。

本件マル優制度は、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている人等が、一定の手続き、すなわち、金融機関の営業所等の長に対して障害者手帳等を提示して、氏名、生年月日、住所及び障害者等に該当する旨を記載した書類（非課税貯蓄申込書等）を提出し、非課税貯蓄申告書に当該告知をした事項について確認した旨の証印を受けた場合に、少額預金（元本の合計額が 350 万円まで）の利子所得等が非課税となる制度であり、障害者等の福祉や生活援助の趣旨を有する。

本件の争点は、非課税貯蓄申込書等を金融機関に「郵送」した場合に、当該金融機関はそれを受領し手続きを行う義務があるかどうかである。原審は、郵送の場合であっても金融機関は手続きを行う義務を負うことを認め、その義務を怠った Y1 銀行の債務不履行責任を認めた。これに対し、本判決は、Y1 銀行が X から郵送された非課税貯蓄申込書等について、書類等に不備がない適式な書面として直ちには扱うことなく、X に対して面談による提示等を求めたことについては、相応の法令上の根拠があると認められ、Y1 銀行の対応を違法であるとはいえないとした。

2 本判決のポイントと合理的配慮との関係

本判決は、非課税貯蓄申込書等が「郵送」された場合には、金融機関はその受領を拒否することが許されると判断したものではなく、Y1 銀行では、申込者との面談等により障害者手帳の提示と告知を求める運用を行っていたところ、数次にわたって X 宅を訪問するなどして面談による提示等を求める等の対応を行ったこと、これに対し、X は Y1 銀行における郵送による受付を主張して、面談等に応じることがなかったこと等の、一連の Y1 銀行の対応を踏まえ、総合的に判断したものであると捉えるべきである。

障害の種別等によっては、直接銀行を訪問して手続きを行うことが困難なため、郵送による手続きを希望する者がいることも想定される。このような場合に、郵送による手続きを認めることは合理的配慮の一つとなりうるが、それが唯一の方法ではなく（合理的配慮は、そもそも多様なものであると考えられている）、金融機関側が障害者宅に赴いて、手続きを進める等の方法も合理的

配慮の一つとして認められるものといえよう。その意味でも、本判決は、障害者差別解消法の下でも維持されるものと考えられる。



19. 事業者による性同一性障害者のゴルフクラブ 入会拒否が不法行為を構成するとされた事例

静岡地方裁判所浜松支部平成 26 年 9 月 8 日判決

(判例時報 2243 号 67 頁)

東京高等裁判所平成 27 年 7 月 1 日判決

(判例集未登載 (LEX/DB25540642))

【 事 案 の 概 要 】

1 当事者

X1 (原告・被控訴人) は、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 (以下、「特例法」) 3 条 1 項に基づき男から女への性別の取扱いの変更の審判を受けた者であり、X2 (原告) は、X1 が代表取締役を務める株式会社である。Y1 (被告・控訴人) は、ゴルフ場である A ゴルフクラブ (以下、「本件ゴルフ場」) の経営を主たる目的とする株式会社であり、Y2 (被告・控訴人) は、Y1 からの委託を受けて、本件ゴルフ場の運営などを行う権利能力なき社団である。

2 ゴルフクラブへの入会拒否

本件ゴルフ場を会員として利用したいと考えた X1 は、平成 24 年 5 月、X2 の役員を通じ、Y2 に対して入会手続を問い合わせた。Y2 は、入会のためには Y1 の株式を取得しなければならないこと、入会には 2 名の紹介者が必要であり、面接が行われることなどを教示した。X2 は、同月、ゴルフ会員権販売業者を通じ、Y1 の株式 (以下、「本件株式」) を購入し、同年 6 月、Y2 に対し、Y2 の教示に従って入会に必要な各書類を提出した上で、記名者、すなわち実質的な会員を X1 として入会を申し込むとともに、Y1 に対し、本件株式の譲渡承認を請求した。

Y2 の理事会は、同年 7 月、もっぱら X1 が性別適合手術を前提とする性別の取扱いの変更の審判を受けたことを理由に、X2 の入会を認めないことを決定 (以下、「本件入会拒否」) した。

また、Y1 は、同年 11 月、Y2 の決定に従って、取締役会において X2 の譲渡請求について承認しないことを決定（以下、「本件承認拒否」）した。

3 請求の内容と原審の判断

X1 らは、Y1 らに対し、X1 の性別変更を理由とする Y1 による本件入会拒否と Y2 による本件承認拒否が憲法 14 条 1 項の趣旨などを包含する公序良俗に反し違法であるとして、共同不法行為（民法 719 条）に基づき、X1 に対する慰謝料などの連帯支払を求めた。これに対し、Y1 らは、憲法 21 条 1 項が保障する結社の自由またはこれに基づく構成員選択の自由に照らせば違法とは言えないと主張した。

第 1 審判決である静岡地方裁判所浜松支部平成 26 年 9 月 8 日判決（判例時報 2243 号 67 頁）は、本件入会拒否と本件承認拒否が違法であるとして、X1 の請求を一部認容した。Y1 らは、X1 の請求を一部認容したことを不服として控訴した。

【 判 旨 】

1 本件入会拒否と本件承認拒否の違法性

(1) 違法性の判断枠組み

「憲法における国民の権利に関する規定及び国際人権規約は、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではなく、私人間における権利や利害の調整は、原則として私的自治に委ねられるが、私人の行為により個人の基本的な自由や平等に関する具体的な侵害又はそのおそれがあり、その態様、程度が憲法の規定等の趣旨に照らして社会的に許容し得る限度を超えるときは、民法 1 条、90 条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によって、当該行為を無効としたり、当該行為が不法行為に当たるものと解したりして救済を図るのが相当であり、このような形で、一面で私的自治の原則を尊重しながら、他面で社会的許容性の限度を超える侵害に対し基本的な自由や平等の利益を保護することにより、両者の適切な調整を図ることが可能となる。したがって、本件入会拒否及び本件承認拒否が、社会的に許容し得る限度を超えるときは、不法行為を構成するものというべきである。」「そして、憲法 14 条 1 項や国際人権 B 規約 26 条は、上記不法行為上の違法性を検討するに当たっての基準の 1 つとなるものと解される。」

(2) 平成 24 年当時における性同一性障害を理由とする不合理な取扱いの是非

「そして、たとえ私人間においても、疾病を理由として不合理な取扱いをすることが許されるものではないところ、本件入会拒否及び本件承認拒否がされた平成 24 年当時、既に特例法が施行されてから約 8 年が経過していたことなどの社会情勢を考慮すると、性同一性障害が医学的疾患の一つであることは公知の事実であったということができ、したがって、性同一性障害及びその治療を理由とする不合理な取扱いをすることが許されないことは、その他の疾病を理由とする不合理な取扱いが許されないのと同様であったということができる。」

(3) Y2 への入会要件と、Y2 への入会を認めることによって Y1 らの被る不利益

「Y1 らは、Y2 への入会の要件として、日本国籍を有する者であることを除けば、年齢、性別、他のゴルフクラブへの在籍の有無等に関するものを含め何らの入会要件を設けておらず、実際に、Y2 の定めに従って Y1 の株式を取得し、正会員 2 名の紹介を得て正会員又は法人会員としての入会の申込みをした者が、Y2 から入会を拒否されたことは、過去に一例あるかどうか程度で極めてまれであったことに照らすと、入会申込みの手続を行おうとする者にとって、Y2 の定めに従って入会申込みの手続を行えば入会申込みを拒否されることはないであろうとの期待ないし信頼を寄せるべき事情があったと認めることができ、……入会に際して理事会の承認という手続があることによって、Y2 がいかなる理由をもって入会申込みを拒否したとしても許されるということになるものではない。」

Y2 の特質と、X2 への入会を認めることによって Y1 らが被る不利益について、Y2 は株主会員制かつ会員主導型のゴルフクラブではあるものの、閉鎖性を有する団体であるとは認め難い。「また、Y1 らは、主張する X1 を記名者とする X2 の入会を認めることによって、既存会員に強い不安感や困惑が生じ、Y2 の運営に支障が生じるおそれがあるなどと主張する。しかし、本件入会拒否時点において、X1 は戸籍のみならず声や外性器を含めた外見も女性であったこと……、X1 が本件ゴルフ場を含めたゴルフ場その他の場所において女性用の施設を使用した際、特段の混乱等は生じていないこと……からすれば、X1 が本件ゴルフ場を利用することによって、Y1 らが危惧するような事態が生じるとは考え難い。X1 の競技会等への参加についても、適切な措置を講じることにより対処するのは Y1 らにとって特に困難とも認められない。」したがって、「Y1 らが主張する不利益も抽象的な危惧に過ぎないものと評価すべきである。」「Y1 らの主張する上記の既存の会員の強い不安感や困惑は、抽象的で具体性に欠けており、X1 に係る上記状況等を正確に認識しないままの多分に感情的、感覚的なものであって、上記判断を左右する事情ということはいない。」

(4) 本件入会拒否と本件承認拒否によって X1 の被った不利益

「他方、X1 の被った不利益は、直接的には、X2 が Y2 の法人会員の記名者たる地位を取得できないことにより、Y2 の実質的な会員として非会員よりも安価な料金により Y2 でプレーすること

やY2の主催する競技会等の諸催物に参加することができないという経済的利益を得られないことにとどまるものではある。しかしながら、Y1らは、Y2への入会の要件として、日本国籍を有する者であることを除けば、年齢、性別、他のゴルフクラブへの在籍の有無等に関するものを含め何らの入会要件を設けておらず、実際に、Y2の定めに従ってY1の株式を取得し、正会員2名の紹介を得て正会員又は法人会員としての入会の申込みをした者が、Y2から入会を拒否されたことは、過去に一例あるかどうか程度で極めてまれであり、X1も、X2の役員を通じて、Y2に対して入会手続を問合せ、入会に必要な本件株式を購入し、教示に従って入会に必要な各書類をY2に提出するなどする過程において、Y1らから入会を認めないことがあることをうかがわせるような対応は受けていなかったことに照らすと、X1は、Y2の定めに従って入会申込みの手続を行えば入会申込みを拒否されることはないであろうとの期待ないし信頼を抱いていたものと認められ、そのような期待ないし信頼を寄せるべき事情があったといえることができる。そうすると、性同一性障害であること及びその治療を受けたことを理由としてX1がY1らからY2への入会を拒否されたことは、X1のY1らに対する上記の期待ないし信頼を裏切られ、本来被るべき理由のない不利益を被ることになったものといえることができる。」

2 結論

「以上によれば、本件入会拒否及び本件承認拒否は、……X1との関係においては、Y2が閉鎖性を有する団体とは認められず、被る不利益も抽象的な危惧に過ぎない一方で、X1の被った不利益は、直接的には、X2がY2の法人会員の記名者たる地位を取得できず、Y2の実質的な会員としてY2でプレーすることができないなどの経済的不利益にとどまるものではあるが、性同一性障害であること及びその治療を受けたことを理由として、Y2の定めに従って入会申込みの手続を行えば入会申込みを拒否されることはないであろうとの期待ないし信頼を裏切られ、いわれのない不利益を被ったこと、このような理由による本件入会拒否及び本件承認拒否によって、X1は、自らの意思によってはいかんともし難い疾病によって生じた生物的な性別と性別の自己意識の不一致を治療することで、性別に関する自己意識を身体的にも社会的にも実現してきたことを否定されたものと受け止め、人格の根幹部分に関わる精神的苦痛を受けたことも否定できないことも考慮すると、Y1らが構成員選択の自由を有することを十分考慮しても、やはり本件入会拒否及び本件承認拒否は、憲法14条1項及び国際人権B規約26条の規定の趣旨に照らし、社会的に許容しうる限界を超えるものとして違法というべきである。」

【 解説 】

1 本判決の意義・特徴

本判決は、ゴルフクラブの経営・運営を行う事業者である Y1 らが、X1 の性別変更を理由としてゴルフクラブへの入会を拒否したことが、憲法 14 条 1 項などの趣旨に照らして違法であるとして、不法行為に基づく X1 の慰謝料請求を認め、Y 1 らの控訴を棄却した事例である。本判決は、性同一性障害者の差別禁止に関する事例であるけれども、障害者差別解消法 8 条に基づく事業者に対する不当な差別的取扱いの禁止の私法上の効力を判断するに際して参考になる。

2 障害者の定義との関係

「性同一性障害者」とは、特例法 2 条によると、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下、「他の性別」）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的および社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

本判決は、性同一性障害を医学的疾患の一つと位置づけている。性同一性障害者が障害者差別解消法の対象となる「障害者」に当たるかどうかは、個別事例に則して判断されるものの、性同一性障害によって心身の機能の障害が生じ、その障害および社会的障壁によって継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるかどうかによって判断されることになる。

3 不当な差別的取扱いとの関係

憲法の基本的人権の規定が個人と国家との関係だけでなく私人間の関係にも適用されるかどうかについて、判例は、「私的支配関係においては、個人の基本的な自由や平等に対する具体的な侵害またはそのおそれがあり、その態様、程度が社会的に許容しうる限度を超えるときは」、民法 1 条、90 条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によって適切な調整を図ることができるとしており、いわゆる間接適用説を採用している（三菱樹脂事件・最大判昭和 48・12・12 民集 27 卷 11 号 1536 頁）。

本判決は、判旨 1（1）の通り、私人の行為により個人の基本的な自由や平等に関する具体的な侵害またはそのおそれがあり、その態様・程度が憲法と国際人権規約の規定の趣旨に照

らして社会的に許容しうる限度を超える場合には、不法行為に関する規定の適切な運用により、当該行為を不法行為に当たるものと解して救済を図るとしている。そして、本判決は、憲法 14 条 1 項と国際人権 B 規約 26 条が不法行為上の違法性を判断するに当たっての基準の 1 つとなるとしている。したがって、本判決は、間接適用説を採用した上で、不法行為の規定を解釈するに当たって、平等原則と差別禁止を定める憲法と国際人権規約の規定の趣旨を勘案している。

特例法は、性別の取扱いの審判を受けた性同一性障害者を、民法その他法令の規定の適用について、その性別につき他の性別に変わったものとみなす法律であり（特例法 4 条）、性同一性障害者の差別禁止を定めていない。本判決は、判旨 1（2）の通り、私人間においても疾病を理由とする不合理な取扱いが許されないという命題の存在を確認して、特例法が施行されてから 8 年経過していたことを考慮すると、性同一性障害が疾病に当たることは公知の事実であったので、性同一性障害とその治療を理由とする不合理な取扱いが許されないという命題を導き出す。この命題に違反することが不法行為上の違法と評価されるかどうかは、前述の通り、事業者による性同一性障害者の不合理な取扱いによる性同一性障害者の権利利益の侵害が社会的に許容しうる限度を超えているかどうかによって判断されることになる。

具体的な当てはめでは、本判決は、判旨 1（3）（4）の通り、閉鎖的でないゴルフクラブへの入会を認めることによって Y1 らの被る不利益と、本件入会拒否と本件承認拒否によって X1 の被った不利益を比較衡量することによって、X1 の権利利益の侵害が社会的に許容しうる限度を超えているかどうかを判断している。本判決は結論として、Y1 らの被る不利益が抽象的な危惧にすぎない一方で、X1 は、性同一性障害とその治療を理由として、入会申込みをすればゴルフクラブへの入会を拒否されることはないはずだという期待または信頼を裏切られ、いわれのない不利益を被り、このような理由による本件入会拒否と本件承認拒否によって性別に関する自己意識を身体的にも社会的にも実現してきたことを否定され、人格の根幹部分に関わる精神的苦痛を受けたとして、X1 の権利利益の侵害が社会的に許容しうる限度を超えており不法行為上違法であるとしている。

本判決は、事業者による性同一性障害とその治療を理由とするゴルフクラブ入会拒否の事案であるので、本判決の判断枠組みを参照しうるのは、障害者差別解消法 8 条 1 項が禁止する事業者による不当な差別的取扱いの場合であろう。本判決の判断枠組みに従うと、障害者差別解消法 8 条 1 項が禁止する事業者による不当な差別的取扱いが不法行為上違法と評価されうるのは、不当な差別的取扱いによる障害者の権利利益の侵害が憲法や障害者差別解消法などの規定の趣旨を踏まえて社会的に許容しうる限度を超える場合であろう。その際、本判決が国際人権規約の規定も挙げていることからすると、障害者権利条約の規定も不当な差別的取扱いの不法行為上の違法性を判断するに当たっての基準となりうる。

4 合理的配慮の提供との関係

本判決は、事業者による性同一性障害者のゴルフクラブ入会拒否が争われた事例であり、事業者による合理的配慮の不提供が争われた事例ではない。もっとも、ゴルフクラブへの入会を認めることによって Y1 らの被る不利益を判断する文脈で、X1 が競技会などに参加することについて適切な措置を講じることは、Y1 らにとって特に困難とも認められないとしている。